

戸籍証明書等の請求書 (兼交付簿)

(宛先) 流山市長 ※広域交付用 令和 年 月 日

【注意事項】・請求には公的機関が発行する写真付きの本人確認資料（マイナンバーカード、免許証等）が必要となります。
・公的年金の初めての申請に戸籍謄本が必要な方は、誕生日の前日以降に請求ください。

請求者	窓口に来た方はどなたですか。		
住 所	アパート・マンション名等		
フリガナ	生年月日		電話番号
氏 名	大・昭・平 令・西暦	年 月 日	
本 籍	筆頭者		

戸籍謄本の写し等 ※該当箇所に○または✓および必要事項をしてください。

何 が 必 要 で す か		どなたの証明書が必要ですか	
1 戸籍全部事項証明書	通	本 籍	□請求者の本籍と同じ
2 除籍全部事項証明書（謄本）	通		
3 改製原戸籍 謄本	通	筆頭者	□請求者の筆頭者と同じ ※戸籍の一番初めに書かれている方。亡くなられても変わりません。
4 戸籍電子証明書提供用識別符号	通		
5 除籍電子証明書提供用識別符号	通		
6 改製原電子証明書提供用識別符号	通	必要 な 人 の 名 前	□請求者と同じ
戸籍に記載されて いる方との関係	本人・夫/妻 子/孫（直系卑属） 父母/祖父母（直系尊属）		氏名
必要な戸籍の範囲	生年 月日		大・昭 平・令 年 月 日
	氏名		□請求者と同じ
	生年 月日		大・昭 平・令 年 月 日
	☐ 請求者の現在戸籍		
	☐ _____の現在の戸籍		
☐ _____が生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍			
☐ _____が生まれてから現在まで在籍した戸籍			
☐ _____が_____歳から_____歳まで在籍した戸籍			
その他（ _____ ）			

※流山市記入欄【1点証明】 免・個力・住力（写付）・旅券・在力・障・運経・その他（ _____ ）
取扱窓口 受付 発行 検認 手数料 現金・キャ
続柄は、 戸籍画面 ・ 住基画面 ・ 持参戸籍 ・ 照会で確認
チェック項目： 異動処理 ・ 個人状態 ・ 認証設定 ・ 補正情報

※偽り、その他の不正手段により交付を受けたものは、刑罰（三十万円以下の罰金）が科せられます。

請求に当たっての注意事項

1 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。

窓口に来られた方が請求者本人でない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。(代理人の方は請求できません。)

請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

広域交付の請求の場合、公的機関が発行する写真付きの本人確認書類に限られます。

3 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。

記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名および本籍を記載してください。

記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍または除籍に限られます。

請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6 戸籍電子証明書提供用識別符号および除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書または除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提出することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

7 罰則

偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けたものは、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。